三崎廣報

発行所
三崎町役場
編集兼発行人
杉山勝蔵
印刷所
大登印刷所

町報の発刊に際して

町長　杉山勝藏

昭和三十年三月三十一日三崎町発足以来町民と町との連絡町政の現況などについてよく伝達するその一端として町報の発行は私の施政の一つとして明らかにして来たのでありますが種々の都合に依り遅延した事を深くお詫び致します。

尚本紙を借りて町政の抱負を述べて見たいと思ひます。

一、方針

一致団結した明朗活達なる町政を死力を尽して樹立する。

①主権在民融和協調を基盤とする。

②多数政治の徹底化を計り常任委員の活用

二、施政

三崎町建設計画を基礎として実施するは勿論重点として次の如く思考する。

1、道路を改修し部落間の距離を短縮するを第一急務とする。

イ、二名津―三崎間の県道改修及びトンネル早期着工

ロ、釜本―二名津線三崎御幸線の改修

ハ、松―三崎線　三崎―名取線の改修

ニ、三崎―井野浦線のトンネル切替

2、教育の徹底を図る

イ、学校教育特に内容充実に重点を置く

ロ、婦人学校の充実と教育の機会均等

ハ、三崎高等学校の整備（全日制に切替）

ニ、教職員の優偶対策

ホ、社会教育の徹底

一、青年学級及び婦人学級の徹底

二、公民館教育の普及

三、乳児幼児の保護育成のため保育所、託児所、幼稚園の開設

四、遺家族生活保護者の相談所の開設、更生救助対策

五、青少年不良化防止の課外教育

3、産業経済の発展助長

イ、重要農水産業組合の自主的統合

ロ、農索道の普及

ハ、主要農産物の改良普及

ニ、水産業者に対する援護対策

4、土木建築対策

イ、災害復旧の早期完了

ロ、環境整備のための部落間道路の補装

ハ、漁港整備計画に依る漁港施設の実施

ニ、土砂崩壊個所の補強工事の着工

ホ、公営住宅の建設

5、衛生対策

イ、都市計画法の適用推進

ロ、各部落上水道の実施

ハ、公衆衛生の徹底化

6、役場内刷新

イ、公僕精神の徹底

ロ、人事交流による民衆との接触化

ハ、冗費の節約により町村負担の軽減

以上抱負を述べて航路波高けれど誠以て貫徹に邁進する。

本号より二ケ月に一回発行致しますから町民の皆さんも本紙を利用されん事をお願い致します。

米の集荷制度の改正について

経済課　配給係

政府は昭和三十年産米より従来採って来た供出制度を改正して集荷売渡制度を採用することに決定した。

この制度は従来より採用してゐた供出制度も行結りの域に達した感があり尚、上から下への強制的な割当は非民主的であるとの声が高まり尚且つ供出成績も芳しいものではなかったようである。

以上の点から政府は昭和三十年産米より供出制度に検討を加へ集荷売渡制度を採用し民主的に売渡を行ふよう生産農家並びに関係機関に協力を要請することになったのである。

この集荷制度の概要をごく簡単に記して見ますと、従来の供出制度は上から下へと命令的に供出数量を決定し末端に到るまですべて強制的に供出を要求されたと云っても過言でなかったと思ひますが今回採られた集荷方法は下から予約、売渡数量（供出可能数量）を算定して上へと報告しこの報告に基づいて政府は指定集荷業者（農協連）に集荷を要請することになってゐます。集荷を委託された経済連（農協）は市町村互に設立されてゐる米穀売渡推進協議会と協力して民主的に生産農家に対し供出可能数量の算定に基づいて政府へ売渡しを要請することになってゐます。

以上述べたようにこの制度は民主的に行われるようになってゐますがその実施にあたっては困難性が充分予側せられるのであるが果荷予定数量の確保如何に今後食糧政策面に於て重大な転換をもたらすことは必至であり且つ又農業諸施策の動向とも不可分の関係にあるので、この際生産農家は本制度の採られた所以のものを再認識して自主的に売渡を行うよう要請されてゐます

昭和三十年度予算決る

昭和三十年度三崎町予算は六月二十二、二十三日開催の議会に於て左の通り決定した。

歳入額　23,132,851円

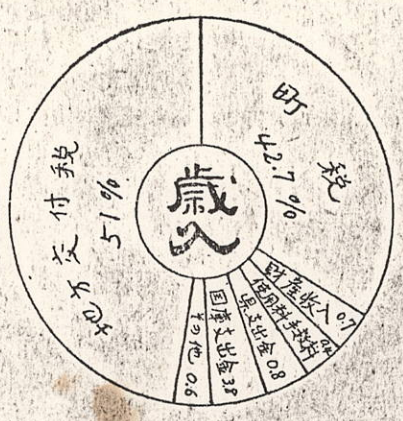

歳出額　23,132,851円

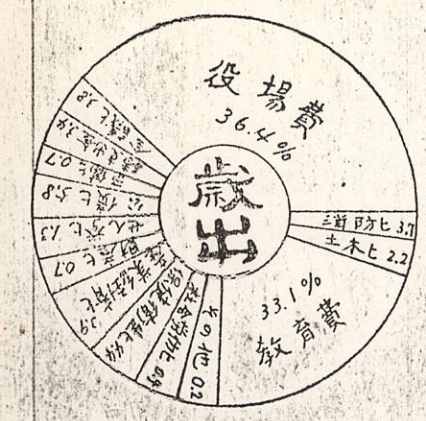

表　昭和30年度予算集計表

歳入の部

歳入	別	前年度予算	本年度予算	増	減
	税金	6,058,115	9,873,830	3,815,715	
	財産収入	14,380,000	11,790,000		2,590,000
	使用料	78,610	160,620	82,010	
	手数料	129,150	96,600		32,550
	分担金	496,780	877,400	380,620	
	負担金	76,550	172,439	95,889	
	寄附金	340,000	10,000		330,000
	繰入金	387,640	13'961		373,697
	繰越金	51,501	138,001	116,500	
1	町税				
2	地方譲与税				
3	公債				
4	使用料及び手数料				
5	国庫支出金				
6	県支出金				
7	繰越金				
8	繰入金				
9	雑収入				
	歳入合計	21,968,346	23,132,851	4,490,734	3,326,229

歳出の部【二面へ】

町役場事務分担決る

三月三十日三崎神松名両村合併により四月三十日初代町長決まるまで何となく落着かない吏員達も五月十二日初の部内常会を開いて左の通り分担がはつきりしました。

初代杉山町長の町政の抱負の一つ

三、窓口事務について

住民と直結した町行政に於いて一番大切な事は云うまでもなく住民との親近感であるが、町長は雲の上に新納ってはいけない。親近感もなければ信頼感も失はれる。役場の事務の中でも最も大切な事は窓口事務に当り親切をもって住民と応対する事であり出産、草鞋履きの日常生活のまゝで親しく語り出来ること……」

といはれている如く町民の人達が役場を来られて不愉快な感を受けた場合は違憲なく申込んで欲しい。

庁別	部課長	事務区分	職員
本庁	総務課（助役補佐）	小松寅一	土居毅　石井治夫
	経済課	亀井国義	高月美博　小川正一
	建設課	西村輝章	宮本克己　木原徹明
	厚生課	村井一郎	深川クニエ　榊敏夫　山下須美子　松本満広
	税務課	坂本幸一郎	小松道夫　竹内勤
	教育委員会事務局	教育長兼事務取扱　清水政雄	清水政雄　河野一美　土居毅
	会計		収入役代理者　三浦孝敬
支所	税務選挙	支所長　山崎勘七	
	民生戸籍	居村博美　宮親貞	
	配給	中谷平一郎	
	住民登録	細見サツキ	
	保健衛生	中谷平太郎　川口時次郎	
	国民健康保険	宮脇健二	
	使丁	浜田平松	
	調収入役	支庶務職員の指揮監督	三役　町長　杉山勝藏　助役　黒藤幸太郎　収入役　井上喜男

追記　支所勤務の三宮さん七月三十一日を以て退職せられました。三十有余年間の長い役場生活で旧神松名の人々に取つては真に名残り惜しいものがあります。

尚支所の民生関係は浜田副収入役が兼務致します。

八月一日より旧三崎村の国民健康保険事務を開始したので左の通り二部事務変更がありました。

記

本庁関係

民生課国保係支所より中谷平太郎書記及び経済課勧業係小川正一書記が本庁国保係に、尚経済課勧業係配給の高月書記兼務。

三崎町税條例について

去る六月二十一日町議会で三崎町税條例が可決されたのであるが旧三崎村時代においても同様の條例があつて今更ら改めて制定されたものではない。

町税條例の内容は地方税法として国で定められた法律の中で町民

【二面へ続く】

【一面よりの続き】

の方々に早速関係あるものを抜き出して仔細としたもので従つて税ついては地方税法に従ふのである。

但し町民税の課税方式及税率は地方税法で定められた制限を超えない程度で各市町村の財政事情により任意に定める事になつている

勿論各市町村議会の決議を得なければならない。

では各市町村で定める課税方法は次の五通りでありこの中の一番適当するものを一つ選んで條例とするのである。

①所得税額を標準とする

②総所得金額から雑損医療、社会保険、生命保険及扶養基礎控除を所得税法の通り差引いたものを標準とする。

③総所得金額から基礎控除のみを差引いたものを標準とする。

④2から更に所得税額を差引いたものを標準とする。

⑤3から更に所得税額を差引いたものを標準とする。

以上の内①②④方式は町村の如き所得税額の少ない処においては到底話にならず⑤の方式は高額所得者と低額所得者の均衡上余り良い方式でない。そうすると③の方式が一番適していることになり全国の町村は殆んど③の方式を採用している現状であり三崎町においても③の方式を定めた次第である。

次に税率は如何にして定めるか、次の要領であることを承知願ひ度い。

税率の定められる方法

課税所得額	所得税税率	町で定める比率	町民税税率
0—2万円	0.15	×0.18	0.027
2—7	0.20		0.036
7—12	0.25		0.045
12—20	0.30		0.054
20—30	0.35		0.063
30—50	0.40		0.072
50—100	0.45		0.075 制限率

町民税率を定める所得税率との比率は如何にして算出するか次の通りである

各個人の課税所得金額×各個人の所得税率＝Aとする

Aの総合計をBとする

町の町民税収入必要額をCとする

$$\frac{\text{C町の収入必要額}}{\text{B各個人の所得税率を適用したものの合計}} = \text{町で定める比率}$$

所得税率の各階段×町で定める比率＝町民税率の各段階

町民税率の各段階を少さく単純累進税率にしたのが現在の町民税率である。

$$\text{県民税率は}\ \frac{\text{県よりの配賦額}}{\text{町民税所得割の総合計}} = \frac{4}{100}\ \text{本年の場合}$$

以上が町単独で定めるものであり他は地方税法其のまゝを適用するものである。

世帯主	町民税	二〇〇円	一〇〇円
家業専従者	全	一〇〇円	一〇〇円
家業以外の所得四万円以上の者	全	二〇〇円	一〇〇円

家業以外の所得四万円以上の者は別算される意味で世帯主と同様の取扱を受けるが、所得を世帯主に合算する場合は家業専従者と同様である。

生活保護法を受けている者は課税されない。又未成年者六十五才以上の老人、寡婦は課税されない事になつているが、但し親族に未成年者、六十五才以上の老人、寡婦、以外の見て貰ふ者ある場合税金は課せられる。

此の場合税法で寡婦とは夫と離婚、死別又は夫が行方不明の者で六十五才以上の老人又は未成年者の子供を養育している者をいう。一人者は従つて寡婦でない。一人でも成年者が親族にあれば寡婦でない。内縁関係は事実上寡婦ではない。

固定資産税は所有者に課税される。所有者不在の場合は使用者又は管理人に課税される評価は家屋の新旧材料場所坪数等により土地は場所地形地質反別等により賃貸価格と云ふものが昔よりあり其れに現在の状況を加えて基準が定めてある。これに対し国より指めされた坪当り又は反当の評価額を各個々の基準に照して計算されるのである。従つて国より指めされた平均評価額を場所状態により上廻るものもあり下廻るものもでてくる。

此れに全国一率の百分の一・四（法で定めてある）を乗じて課税されるのである。

大体物価の上騰により評価も上る一方である

自転車税は一般自転車荷車リヤカー等に対し一率に二〇〇円であるが原動付のものはそれ〳〵高くなる。

煙草消費税は煙草の小売額の百十五分の十を専売公社が町に納めるのであり一般には全然影響はない。

電気ガス税は電気料の百分の十を電気会社が取まとめ町に納めるものである。

鉱産税は出資額の百分の一を鉱業主より町に納めるのである。

木材引取税は木材を買つた者が引取価格の百分の五を納めるのであるが売つた者が買つた者より税金を受け取り町に納める義務がある。自家用は本人が納めるのである。

以上で町税の種類は一通り述べたが徴収に当つて徴收猶予等の方法もある反面に不申告脱税虚偽の申告等の場合それ〳〵三万円以下の罰金、一年以下の徴役二十万以下の罰金加ふるに延滞加算金、不申告加算金等、重加算金等二重三重課税されれ滞納の場合は差押等になることが法律により定まつて居るから事情のある方は予め町長に公式文書で申出て調査を受けた上便宜の処置を受ける様希望する

タツタ今を幸福に　國保係

みんなの力でできた国民保険がみんなのためになる様にとねがつております。

㊀税金はお互いのためにこそつてかけませう。苦しい方、楽な方、それ〳〵がかけやすい保険税です。一人当り一日一円二〇銭（普通の家）位です。

㊁どのお医者さんもよろこんでくれます。お医者代の半分はすぐ払つて下さい。もし保険がキカないと言はれたときはすぐやくばへおいで下さい。

医師、県、係でよくしらべてみます。只今では保険がキカぬ病気の治し方はないと言はれております

㊂明るい町とは道路や船やの便がよくなるだけではダメ……何んと言つても自分の家から病人をなくすること。もし病気になつてもお医者代の心配なく養生できること。これがほんとうに明るい町だと思います。

㊃係の手おちなどで、どめいわくをおかけした点が多かつたことをお詫びし、みんなのための国民健康保険を守り育てることに御協力下さる様おねがい致します。何んでもお気づきの点やおわかりでないことは役場へおききして下さい。よろこんでお出をお待致しております

日誌より

広報創刊に当り今頃発行とは？弁解の余地なきまゝに四月三十日町長決定の日より重な事頃を日誌により繙いて見よう。

昭和30年度豫算集計表（一面続き）

歳出の部

欵	別	前年度予算	本年度予算	増	減
1	議会費	758,250	868,500	110,250	
2	役場費	9,133,107	8,414,362		718,745
3	消防費	670,100	858,850	188,750	
4	土木費	235,000	500,000	265,000	
5	教育費	6,903,425	7,672,800	769,375	
6	社会及び労働施設費	94,400	92,200		2,200
7	保健衛生費	540,220	1,032,400	492,180	
8	産業経済費	1,195,640	907,500		288,140
9	財産費	161,600	169,600	8,000	
10	統計調査費	47,000	35,200		11,800
11	選挙費	56,750	301,339	244,589	
12	公債費	1,630,000	1,344,000		286,000
13	諸費	95,900	786,100	690,200	
14	予備費	446,954	150,000		296,954
	歳出合計	21,968,346	23,132,851	2,768,344	1,603,839

月日曜日天候記事

五月六日 金 曇　町長初出勤
七 土 雨　中央公民館にて西宇和郡団長会開催
九 月 曇　初議会、議長、副議長、助役收入役等決る
十二 木 曇後晴　第一回部内常会　人事異動発令
十四 土 晴　旧三神松名両村吏員最後の親善野球試合を開く　以後は同一チーム
二十 金 雨後晴　旧三崎教育委員会　委員選挙
廿四 火 晴　町議会　常任委員選任
廿五 水 晴　初農業委員会開催　委員長、郡代表者地区代表者決定
廿八 土 雨　初教育委員会開催
卅一 火 曇　教育委員会
六月三日 金 晴　総務委員会
四 土 晴　農地課長一行土木事務所長一行来町
八 水 雨　教育委員会学校視察
十三 木 晴　土木事務所長来町
十八 土 曇　八幡丸濃霧の為龍王西方三百米に坐礁
十九 日 晴後曇　読売新聞社観光関係にて来町
廿一 火 曇時々晴　町議会支所にて開催（当初予算）
廿二 水 晴　町議会支所にて開催
廿三 木 晴　学校視察最終日
廿五 土 晴　第二回部内常会
廿八 火 晴時々俄雨　建設委員会
廿九 水 晴　厚生委員会
七月三日 日 曇　川之石中グランドにて町村吏員野球大会に於て三崎町役場優勝　第一回旧神松名村役場優勝以来三年目である。
四 月 曇　此の日より一週間旧三崎村地区腸パラチフス子防接種開始
五 火 曇　町会議員一同県議会傍聴
九 土 雨　三崎農休み
十 日 晴　三崎橙祭り
十一 月 晴　町議会二班に分れて町内巡視開始
十二 火 雨後曇　右　仝
〃　本日より旧三崎地区国保再開目指して各部落毎説明会開催
十四 木 晴　台風七号に注意
十五 金 曇時々雨　学校考朽校舎視察（県建築課）
十九 火 雨　台風八号分列　九号近づく
廿六 火 晴　町議会中央公民館にて開催
廿七 水 晴　三崎、二名津間道路測量開始　西支部国保関係者研究協議会開催
廿八 木 晴　三崎地元議員、区長、婦人会、常会長国保再開について協議会開催
廿九 金 晴　耕地課長測量のため来町
八月一日 月 晴　正野権現神社祭り
〃　本日付でもつて全町内に国民健康保険事業を再開する
〃　総務委員会中央公民館にて開催
六 土 晴　本日より中谷平太郎書記本庁勤務
九 火 晴後雨　健保に関する町内医師との協定締結
十八 木 晴　農林省会計検査院会計検査
十二 月 小雨後晴　三崎町体育協会設立総会（中央公民館にて）
〃　計量器検査
〃 火 晴　上浮穴郡小田町より高等学校視察のため来町
廿三 水 晴　町長室に土木業者打合会
廿四 木 晴　遺族委員会

以下略

國勢調査に協力しませう

昭和三十年十月一日を期して全国一斉に国勢調査が行はれます。本年はわが国で第八回目の国勢調査です。国勢調査の成績は、国際的にも高い水準にあるが、イギリスやノルウエー、オランダ、ベルギーなどのヨーロッパ文明国に比べるとまだいくらか正確さの点において劣つているといはれます。

ドイツでは政治的な理由で本名をかくして生活している人が多数出来ているということであるが、それにも拘らず国勢調査の申告は（氏名以外の点）正確に行われているということです。これは統計というものに対する国民の信頼がわが国よりも一層高い水準にあることを意味している。

之の意味に於て町民の皆さんの理解と協力をお願い致します。

むつかしい文句を並べるより之の調査に関する標語、川柳等を並べる方が理解が早いと思ひますので抄記して見ませう。

一、標語

◇みんな調べる人になれ
◇誠意ある申告から善政が生れる
◇うそいえば国勢調査は水の泡
国が大きな予算を投じてやる調査です右の如きないようにしません　国の金は皆吾々の血税なのです

二、川柳

◇調査洩れ五年間は亡者なり
国調は五年に一回行はれる幽霊人口にならぬ様御注意
◇産声に一人追加を急に書き
◇職業を問はれて妾赤面し
田舎ではあまりありませんね！
右三句は職業欄の記入であつて、今回の調査では調査員記入欄の中の「仕事の種類」を よんだものである。
◎九千万一度に答え秋高し
◎誕生日孫にたずねて申告し
◎配偶を「死別」と書いて思ひ出し

三、都々逸

◇昨日御座つた花嫁さんは
籍はなくとも妻と書く
ありのままに把握するのが目的であるから、入籍や屈出の如何にかゝはらず「結婚の事実」を申告するのが本当だ
◇国勢調査が取り持つ縁で
別れ話しも無期延期
となればセンサスは統計以上の御利やくがある
◇飽かぬ別れを「離別」と書いて
ヂツト握つた申告書
正に悲劇ですナー
◇捨てた女房に未練はないが
「離別」と書いたで想ひ出す
◇死別と書く字も涙でにじむ
独り世帯の針仕事
戦争未亡人、引揚未亡人の境涯
◇世間晴れての夫婦ちやないが
粋な調査が妻とした

統計は帳面ずらや表向きでわからぬ事実を内縁の女性が堂々と妻と名乗れる国勢調査を讃美している。かくて国勢調査は、全国幾万の「婦系図のお蔦」に随喜の涙を流させる効用をもつことゝなる。

◇わたしや恪気で聞くのちやないが
午前零時に何処にいた
十月一日午前零時現在で調査を行う、右の場合は事おだやかでなくなる。
◎野暮なセンサスわしや留守宅で
主は旅寝の宿で書く
とここが今度の調査はふだん住んでいる世帯で調査するのだから留居をまもる妻君の悩みは解消してほがらかに
◎粋なセンサス旅寝の宿で
主の名前も共に書く
と国勢調査をたたえるであろう。

四、和歌と狂歌

◇山の奥海の果てまで人の数
しらべて国の力ためさむ
◇生きがいの老いし我が身の嬉しさよ
調べの数に入ると思えば
◇高らかに生の歓びが唄はまし
国勢調査行はる日を

町議会議員各常任委員決る

五月二十四日開催の町議会に於て各委員が選任されました　氏名及住所左の通り

常任委員	議員氏名	住所
議長	金森高雄	二名津
副議長	田村寅松	三崎
総務委員長	山本照一	高浦
〃副委員長	川名寅雄	名取
〃委員	川上乙平	松
〃	村井健	二名津
〃（監査委員）	植田英蔵	串
〃	井関豊	明神
〃	松本虎之介	三崎
〃	上田重吉	三崎
建設委員長	高岸紋治	松
建設副委員長	山本政一	三崎
〃委員	菊池仲一	正野
	今川平一	二名津
	大内一明	釜木
	池田定一郎	井野浦
	宮崎龍吉	名取
	加藤宗之助	与侈
厚生委員長	梶原長太郎	平磯
〃副委員長	磯崎音次郎	三崎
厚生委員	阿部善二	正野
〃	松本重次郎	三崎
〃	梶原行雄	名取
経済委員長	堀内熊男	串
〃副委員長	平石春吉	二名津
〃	梶谷喬志	大佐田
〃	甲正岩吉	与侈
〃	山本泰司	松

三崎町消防團發足

種々の事情に依り遅延していた消防団も九月七日中央公民館に於て分団長会を開催　団最高幹部を決め三崎町消防団條例等六月二十一日公布七月一日施行より二ケ月目にして漸く、事実上の発足をした訳である。

分団編成及職氏名等左の通り

職階名	部落名	分団名	氏名	団員数
団長	三崎		清家岩雄	
副団長	二名津		住江秋好	
〃	井野浦		池井好松	
		分団長名	松田源太郎	四八
	三崎第一分団		井上三吉	五八
	三崎第二〃		渚家実	三七
	高浦第三〃		橋本増義	三三
	佐田第四〃		大佐田第五〃	三八
	井野浦第六〃		山下又一	三六
	与侈第七〃		大本実	三一
	串第八〃		竹本登	三四
	正野第九〃		岡本守	三四
	二名津第十〃		阿部信久	七〇
	名取第十一		笹里芳三郎	七〇
	明神第十二		梶原文太郎	三〇
	松第十三		山中兼松	三〇
	釜木第十四		奥田茂	五〇
	平磯第十五		高石延四郎	三五
			河野太郎一	一五
				六一九

差別待遇をなくしましよう

三崎町役場　厚生課

私達日本国民は老若男女の別なく、総べてのものが、平等の自由と権利、義務を有し、文化的で健康な生活を営むことができることは、憲法によつて保証されています。

総べての人々が対等に楽しく生活できてこそ新しい社会は創造されてゆくものです。しかしながらいまだに当町においても、根拠のない差別によつて、部落出身の者を冷遇している向のあることは誠に憂慮すべきことであります。

例えば先日行われたお盆の体育大会において、川之本、中尾チームに対して侮辱的言語を発したり、映画館においては、正当の料金を払つて見物中のものを強制的言動をもつてその席を立ちものかせたり、又就職のむつかしい時に、他の町に出てようやくある食堂に職を得て希望をもつて働いている時にその人が部落出身者であることを、食堂の主人に告げその為に折角の職場を追われて帰るといつたような気の毒な人もあります。告げた人も食堂の主人も、人権を省みぬ人だと言わねばなりません。

なぜこのように社会（極く一部の不心得な人であらうと思いますが）から差別されねばならぬのでしよう。差別されねばならぬ根拠は全くありません。

平等の権利を有する人々を不当に差別したりその人に根拠もない優越を誇り、その人達を虐げ、劣等視することは、やがて権力主義に通じ、ファシズムの母胎となりませう。

ファシズムが戦争えの導火点であることは既に過去において経験ずみのことです。

戦争を避けるためにも、かうした差別は絶対になくしなければなりません。

日本国民全体が仲よく手を組み、力を合せて明るい社会が出来るよう一人一人が注意してゆきましよう。

一九五五年九月

引揚者の皆さんえお知らせ!!

在外資産補償獲得に關する申告書提出について

去る六月、引揚者団体全国連合会及び在外資産補償獲得期成同盟総本部が中心となり全国都道府縣代表の協力により猛運動の結果、既報通り衆、参両院に於ける決議となり、鳩山首相より「在外資産を十年も放置して置いたことは引揚者に惨酷だ」更に根本官房長官より「審議会に引揚者の代表を加え、直接意見を反映せしめると共に問題解決に努力する決心」との言明を得ましたことは本問題のため一歩前進したものと存じます。

つきましては、この好機を逸せず暫定措置案に基き政府に対し三十年度豫算編成を要求するため之が基礎資料として引揚者世帯数の調査を全国一斉に実施することゝなりましたので別記様式による申告書（三通）を左記宛九月二十日までに提出するようお知らせします。

記

松山市　愛媛縣庁内
在外資産補償獲得期成同盟
愛媛本部

様式

引揚申告書

一、氏名　印　○○○○㊞
二、生年月日
三、本籍地
四、現住所
五、外地住所
六、外地職業
七、現職業
八、渡航年月日
九、帰還年月日
十、現在家族数
十一、その他
右申告する
昭和三十年　月　日
殿

住所を變更したら必らず住民登録を

およそ、国が成立つて行く上においては国を構成している「人」をつかまねばなりません。政治も「国民の幸福、希望を持つた生活の出来る社会」にすることであるからには国民即「人」を把握しないで国民の幸福も希望の持てる社会も実現しないわけです。

私達の住んでいる三崎町にしましても町がいろ〳〵の事柄を行つていますが、これはみんな私達住民のためのものであり、住民が根本となつています。そこでこの様な色々な事柄を遂行して行く上についてはどうしても、住民を把握する必要があり、この住民登録制度も出来たわけです。

この制度の目的は、「住民を登録する事によつて、住民の居住関係を公証し、日常生活の利便を図るとともに常時人口の状況を明らかにし各種行政事務の適正簡易な処理に資する」となつているように、すべての基礎になるわけです。

処が登録後永久に住所を変更しないのであれば住民の把握も簡単ですが、転出、転入、転居等によつて常に動いています。

それで、右の様に住所を変更されたら登録法の定めるところにしたがつて、十四日以内に転居先の市町村役場へ届出することによつて住民を把握しておるわけです。処がこの制度の趣旨普及が欠いている事と個人の身分上重大でないと云う考えで忘れる等の事由によつて届出が完全に行はれていない状態です。

若し、この変更の届出をしないと住民の数はもとより判明せず選挙人名簿、学令簿、予防接種台帳、住民税台帳、国民健康保台帳の調製、生活保護法による保護の実施、住民の居住に関する証明等に際しては、その都度調査しなければならないので事務が円滑に行はれず、非常に損なわけです。

この住民登録制度は私達のためのものであり育てゝ行かねばなりません。届出は簡単（転居先の市町村役場へ印鑑を持つて転居の旨を届出すれば良い）ですから忘れずに、住居を変更されたら届出をされるよう願い上げます。

尚左の表は三崎町に住んでいる私達の四月一日より八月末日迄の移動を参考までに掲載いたしました。

三崎町（月末調査）

月別	種類 出生	死亡	婚姻	離婚	戸数	戸数及人口 人	人口
4月	21	13	14	2	2,337	男 5,559人 女 6,186	11,745人
5月	21	10	10	1	2,339	男 5,559 女 6,237	11,796
6月	12	11	4	0	2,342	男 5,568 女 6,178	11,746
7月	26	6	6	0	2,348	男 5,654 女 6,181	11,835
8月	29	11	8	2	2,346	男 5,689 女 6,311	12,000

三崎町の法律？

昭和三十年三月三十一日三崎町発足以来定められた條例を一覧にして見ますと左の通りになります。

記

日附	番号	件名	備考
三月卅一日	一	三崎町役場の位置に関する條例	
〃	二	〃役場の支所設置に関する條例	
〃	三	〃公告式條例	
〃	四	〃議会議員選挙区及び各選挙区に於て選挙すべき議会の議員定数條例	
〃	五	職員の服務宣誓に関する條例	
〃	六	投票管理者等の報酬支給條例	
〃	七	三崎町職員給与條例	
五月廿四日	十の一	〃監査委員設置條例	
〃	十の二	〃消防団條例	
〃	一一	〃消防委員会條例	
〃	一二	副收入役設置條例	
六月廿一日	一三	三崎町監査委員事務執行條例	
〃	一四	〃議会議員の報酬及び費用弁償條例	
〃	一五	〃職員給与條例の一部を改正する條例	
〃	一六	〃町税條例	
〃	一七	〃議会委員会條例	
〃	一八	〃営住宅管理條例	
〃	一九	〃国民健康保険税條例	
〃	二〇	〃国民健康保険規約一部を改正する條例	
七月廿六日	二一	〃特別職の職員の給与及び旅費に関する條例	
〃	二二	〃職員給与條例の一部を改正する條例	
〃	二三	〃職員定数條例	
〃	二四	〃課設置條例	
〃	二五	〃職員の職務に専念する義務の特例に関する條例	
〃	二六	〃職員の勤務時間等に関する條例	
〃	二七	〃職員の分限に関する手続及び効果に関する條例	
〃	二八	〃職員の事由及びその手続効果に関する條例	
〃	二九	〃職員退職手当條例	
〃	三〇	〃法定伝染患者薬価徴收條例	
〃	三一	〃教育委員会の報酬及び費用弁償條例	
〃	三二	〃公民館設置條例	
九月	三三	〃印鑑條例	（九月議会予定）
〃	三四	〃手数條例	〃
〃	三五	〃税條例の一部を改正する條例	〃

現在までの條例は右の通りですが條例の一つ一つは次号から掲載して行きたいと思ひます。

銃砲刀剣類等所持取締令等の一部改正について

第二十二回国会において銃砲剣類等所持取締令等の一部を改正する法律が公布され十月一日から施行されることになつたのであります。今回の改正はこれまで取締の対象外でありました空気銃　飛出しナイフ、あいくち等でこれ等は傷害恐喝のみならず強窃盗の凶悪犯に使用される事例が見受けられ不良少年間に於ける悪用の風潮も窺われますのでこれからの弊害を除くため所持禁止の対象となりましたから次の事項を了承され防犯の目的が達成されますよう皆様の御協力をお願い致します。

◇空氣銃は許可が必要です

空気銃は今までは自由に持つ事が出来ましたが十月一日からは猟銃と同様愛媛縣公安委員会の許可を受けなければ所持する事が出来ません。その手続は現在空気銃を所持する者に限り本年十一月二十九日迄許可手続の猶豫期間があります　申請書は警察署　派出所駐在所に準備して無料で差上げますから早く空気銃と手数料二〇〇円及び御認印を持つて持参下さい。

こゝでいう「空気銃」として許可の手続を要するものは、コルクやゴムだけを発射し、鉛などの金属性の弾丸を発射することのできないおもちやの空気銃を含みません。

こゝでいう「持つ」（法律的にいえば「所持」をいう意味は、友達のものを借りて持つことも含むのであり、これらの場合に許可が必要であるということであります。許可を受けないで空気銃を持つていますと違反になりますから、許可を受けるようにして下さい。

なお、十四才未満の者、精神病者、麻薬又は大麻の中毒者などの方々は、空気銃を持つことの許可を受けられませんから、現にこれらの方が空気銃をお持ちになつている場合はなるべく早く空気銃を親類や知り合いの人に譲るなどして、違反にならないようにして下さい。

◇猟銃空気銃は必ずおゝいが必要です

猟銃　空気銃ともに今迄は携帯出来ましたが十月一日以後は

①狩猟する場合

②有害鳥獣を駆除する場合

③射撃場で射撃する場合、

以外は必ず猟銃空気銃にはおおいをかぶせるか容器に入れる等をして直ちに発射出来ない様に携帯しなければなりません。

◇あいくちは所持出來ません

今迄は刃渡十五センチメートル以上のものが所持する事が出来なかつた　十月一日からはあいくちは一切所持する事が出来ません

◇あいくち類似の刃物の携帯は出來ません

刃渡十五センチメートル未満のあいくちに類似する刃物は業務その他正当な理由による場合の外は携帯することが出来ません。

◇飛出しナイフの所持禁止

刃渡五、五センメートルをこえる飛出しナイフ（ナイフの一部を指で押せば四十五度以上自動的に勢よく飛び出すいわゆる飛出しナイフ）は所持することが出来ません。

空気銃の無許可、あいくち　飛出しナイフ等を所持していると十月一日以後は三年以下の徴役又は五万円以下の罰金に処せられる事になります。

▲延々実に五ケ月余にして三崎広報第一号が生れた二号以下の難産が予想される。営業新聞と違つて「広報なるものは、一人位で出来るものではない。資料提出者＝編集者＝読む人皆々もつと勉強しませう。

▲社会教育の徹底之が急務　心ある人々ばかりの町即ち全町教育達成の場合は又とない楽しい町が生れる

▲道路建設の土地買收がむつかしい。徴税成績が思はしくない町民は町政を広く知らせろと云う当局は知らせたい隘路は何か答えは前言の繰返しに過ぎない。

▲大宅壮一氏宇和島え来て「日本の終着駅」と云つたさうな　三崎町は終着駅の遙か向ふだ、そこより広報文化新生活動を芽生えさすのも又意義なきにしもあらずか

▲本欄より各種官公署諸団体の資料提出を望むや切なり。